【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（委員会の金融商品取引所等の主要株主等に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十四条の四**　長官権限のうち、第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第二項、第百三条の四、第百六条の六、第百六条の十六及び第百六条の二十の規定による権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する権限のうち、法第五十六条の二第二項の規定による権限は、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引業者（委員会が指定する金融商品取引業者を除く。）の本店等の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　第一項に規定する権限のうち、法第百三条の四及び第百六条の六の規定による権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　第一項に規定する権限のうち、法第百六条の十六及び第百六条の二十の規定による権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引所持株会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

５　第一項に規定する委員会の権限で居住者の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所（以下この項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前各項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（委員会の金融商品取引所等の主要株主等に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十四条の四**　長官権限のうち、第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第二項、第百三条の四、第百六条の六、第百六条の十六及び第百六条の二十の規定による権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する権限のうち、法第五十六条の二第二項の規定による権限は、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引業者（委員会が指定する金融商品取引業者を除く。）の本店等の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　第一項に規定する権限のうち、法第百三条の四及び第百六条の六の規定による権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　第一項に規定する権限のうち、法第百六条の十六及び第百六条の二十の規定による権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引所持株会社の本店　の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

５　第一項に規定する委員会の権限で居住者の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所（以下この項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前各項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

（改正前）

（見出し　新設）

**第四十四条の四**　長官権限のうち、第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十九条第二項、第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六及び第百六条の二十の規定による権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する権限のうち、法第五十九条第二項の規定による権限は、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券会社（委員会が指定する証券会社を除く。）の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　第一項に規定する権限のうち、法第百三条の三及び第百六条の六の規定による権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　第一項に規定する権限のうち、法第百六条の十六及び第百六条の二十の規定による権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所持株会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

５　第一項に規定する委員会の権限で居住者の本店又は主たる事務所以外の事務所（以下この項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、前各項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】

（改正後）

**第四十四条の四**　長官権限のうち、第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十九条第二項、第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六及び第百六条の二十の規定による権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する権限のうち、法第五十九条第二項の規定による権限は、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券会社（委員会が指定する証券会社を除く。）の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　第一項に規定する権限のうち、法第百三条の三及び第百六条の六の規定による権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　第一項に規定する権限のうち、法第百六条の十六及び第百六条の二十の規定による権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所持株会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

５　第一項に規定する委員会の権限で居住者の本店又は主たる事務所以外の事務所（以下この項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、前各項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

（改正前）

（新設）